

令和7年度 運営指導の指摘事項等について

広島県医療介護基盤課

令和6年度運営指導実施結果について

(参考) 令和6年度運営指導実施結果

	合計
対象事業所数	1,700
運営指導を実施した事業所数	356
改善報告を求めた事業所数	200
過誤調整を指示した事業所数	16

※ 広島県内の事業所、施設に対する運営指導
の実施数等を掲載(広島市、呉市、福山市は除く)

令和7年度運営指導の指摘事項について（1）

【運営基準】

○運営規程（全サービス共通）

（指摘の対象となった具体的事例）

運営規程において、「虐待の防止のための措置に関する事項」が定められていなかった。

（指摘事項）

「虐待の防止のための措置に関する事項」を運営規程に定めること。

※ 運営規程に記載する内容は、運営基準「虐待の防止」に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等である。

令和7年度運営指導の指摘事項について（2）

【運営基準】

○勤務形態の確保等（全サービス共通、例として特定施設入居者生活介護）

（指摘の対象となった具体的事例）

利用者に対し、適切なサービスを提供できるように事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めなければならないが、勤務形態一覧表を確認したところ、当該事業所に従事する看護職員及び介護職員等の勤務の体制を明確にしていない事例が認められた。

そのため、事業所の介護職員の配置数が、人員基準上必要とされる員数である「常に1人以上」を満たしていることが確認できなかった。

（指摘事項）

看護職員及び介護職員等の勤務の体制を定めること。

また、利用者に対する適切なサービスが提供できるよう、従業者の勤務の体制について、あらかじめ勤務表等に位置付けること。

※ 解釈通知（※1）第3の（12）①に、「特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。」とあり、従業員の勤務表を作成し、常に従業員の勤務体制等を管理する必要がある。

※1：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）

令和7年度運営指導の指摘事項について (3)

【運営基準関係】

○業務継続計画の策定等（全サービス共通）

（指摘の対象となった具体的事例）

感染症や非常災害の発生時において、業務継続計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならないが、業務継続計画が策定されておらず、研修及び訓練についても実施されていなかった。

（指摘事項）

業務継続計画を策定し、研修及び訓練を実施すること。

なお、業務継続計画未策定減算に該当するため、令和7年4月1日から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。

令和7年度運営指導の指摘事項について（4）

【介護報酬関係】

○高齢者虐待防止措置未実施減算（全サービス共通）

（指摘の対象となった具体的事例）

事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会の開催、定期的な研修の実施、虐待防止のための指針の整備、高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の設置について、必要な措置が講じられていない事例が認められた。

（指摘事項）

速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。

また、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。

○短期入所長期利用者提供減算（短期入所生活介護）

（指摘の対象となった具体的事例）

連続して30日を超えて利用していたにも関わらず、減算がされていない事例が認められた。

（指摘事項）

居宅に戻ることなく自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対しては、30日を超えた日から1日につき30単位を減算すること。

※ 居宅に戻ることなく自費利用を支払わず同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対しては、短期入所生活介護費は算定できない。